

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は妥当であるが、本件公開請求の対象となった公文書に、「岐阜県国民健康保険審査会会議録」のうちの表紙部分も公開請求の対象に含まれるものとして、改めて審査請求人の住所及び氏名以外を公開するのが適当である。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成15年6月30日付けで、実施機関に対して、「国保審第19号から同第23号まで（平成14年5月24日）に係る審査が行われた日、時刻、場所、出席者名、所属部署及び同審査に提供された資料の名称と作成者名の分かる文書」（以下「本件対象公文書」という。）の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、健康福祉環境部国民健康保険課の保有する、「 氏に係る国民健康保険審査会へ提出する資料について（伺い）」のうち、起案文書、会議日程（次第）及び配付資料（目録）並びに 審査会委員出席者名簿（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年7月3日付け国保第225号から同号の5までにより以下の理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書の公開しない部分及び理由）

本件公文書の起案文書及び会議日程（次第）に記載されている審査請求人の氏名等は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるため。

（条例第6条第1号に該当）

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成15年7月28日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人の公開請求は、実績について公開を求めている。これについて、実施機関は、無断で予定等と勝手にすりかえて処分しており、不当である。つまり、異議申立人が行った公文書の公開請求に対して、適正な対応がなされていない。
- (2) 当該事案の審査請求人である異議申立人の知る権利の範囲内であると受け止めているので、適正な対応をしてほしい。
- (3) 実施機関の公開決定等理由説明書に対する意見書を作成するために疑問な点について質問書を送付したにもかかわらず対応がなされず、意見書の作成を妨害された。
- (4) 実施機関の理由等説明書において、審査請求人の氏名等を個人情報として非公開としているが、個人情報の秘匿性は他人に対するものであって、本人に対しては秘匿性はないと考える。
- (5) 決裁の終わった文書は、通常拘束力がある等と主張したとしても、予定と結果は別のものであり、異議申立人が公開請求しているものは、結果の範囲に属する実績である。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件事案の経緯等

- (1) 本件請求に関わる国民健康保険審査会（以下「国保審査会」という。）とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（以下「法」という。）第92条により都道府県に必ず設置することとされており、知事の附属機関に属し、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員、公益を代表する委員各々3名で組織され、その委員は都道府県知事が任命し、その庶務は、都道府県の国民健康保険主管部課が司ることとなっている。その職務は、法第91条により、保険給付、被保険者証の交付請求または返還、保険料その他法の規定による徴収金に関し、処分庁である市町村等保険者の行った処分に対する不服申立先が国保審査会とされ、上級行政庁として審査請求に係る事案について審理、裁決を行う機関である。

なお、国保審査会は、公開すると審査請求人等関係者の個人情報が増えること、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれることから、会議は非公開とし、法第121条第1項には、国保審査会の委員又は委員であった者に対して、職務上知り得た秘密に関し守秘義務が明示されている。

- (2) 異議申立人は、国保審査会へ審査請求をした本人であるが、当該審査請求に対する裁決を行った国保審査会（平成14年5月24日開催）に関し、公文書の公開を求めたものである。

##### 2 本件対象公文書の特定について

(1) 本件対象公文書について

請求内容によると、求められている情報は、平成14年5月24日に行われた国保審査会に係る日時、審査場所、審査に関する出席者名及び所属部署の名称、審査に提供された資料等の名称及び同資料の作成者の名称という、審議内容のように事前には決められない性質の情報ではなく、日時、場所など、事前に決定しなければならない会議の外形的な事項であって、特段の事情が生じない限り、変更されるものではない。

国保審査会の審議に付する資料は、その庶務を司る国民健康保険課職員が起案し、決裁を経て、各委員に提供していることから、請求内容にある、審査に供された資料等の作成者の名称が分かる公文書は、本件公文書であり、また、その他の請求内容を網羅している。

なお、出席者名及び所属部署の名称については、当該国保審査会開催後に作成した本件公文書に記載されている。

(2) 本件処分の適法性について

当該異議申立ては、決定に係る非公開事由の該当性に対する不服ではなく、「無断で予定等とすりかえて処分している」との異議申立人の主張から、公文書の特定に対する不服であることと解される。

しかし、請求内容にある「資料の作成者の名称」が分かる文書としては、本件公文書しか存在しない。

また、決裁文書であることをもって、予定にすぎないと主張していると推測するが、決裁を経た時点でその内容は確定し、職務遂行に当たっては、通常、それに拘束されるものであり、かつ、実際にも相違なく行われたことから、請求のあった資料の名称等は、すべて正確な情報である。

なお、国保審査会に関する公文書としては、本件公文書以外には、岐阜県国民健康保険審査会会議録（以下「会議録」という。）を作成している。会議録には、審査請求人等関係者の個人情報記録され、また、公正かつ円滑な議事運営を図るため、会議と同様に非公開として取扱っている。

よって、請求内容の趣旨を満たしていると判断し、当該公文書を特定したのであって、異議申立人の主張する、無断で予定等とすりかえたものではなく、公文書の特定は妥当であったと考える。

3 本件処分に係る非公開事由の該当性について

本件公文書に記載されている審査請求人の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるものであるため、条例第6条第1号に該当すると判断したものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公文書について

本件公開請求は、平成14年5月24日に開催された国保審査会の裁決（国保審第19号から第23号まで）が行われた日時、場所、出席者の氏名及び所属部署並びに同審査会へ提供された資料の名称及び作成者の氏名を求めるものであり、実施機関は、同審査会への提出資料に係る決裁文書のうちの起案文書、会議日程（次第）及び配付資料（目録）並

びに審査会委員出席者名簿を本件公開請求に係る対象公文書として特定し、公文書部分公開決定を行ったものである。

## 2 本件公開請求に係る対象公文書の特定について

実施機関の説明によれば、決裁が完了した国保審査会の資料は、通常これに拘束され、実際にもこれと相違なく行われたものであり、その日時等の外形的な事項に誤りはないと主張する。そして、実施機関は、国保審査会の会議録が作成されているが、公開請求があれば非公開としていることから、本件公開請求に際しては会議録を特定しなかった旨説明している。確かに、本件公文書は請求の内容をすべて網羅しており、公文書の特定に誤りがないとする実施機関の説明には一定の理解を示すことができる。

しかし、請求者は、実施機関がいかなる公文書を保有しているか等の情報を持っていないのが一般的であることから、決裁文書があくまで予定であって実際に開催されたかどうかは証明できるものではなく、実績が確認できるものを公開すべきであるとの異議申立人の主張も、本件対象公文書の特定に際しては十分に考慮する必要があるともいえる。

審査会が本件公開請求に係る会議録を実際に見分したところによれば、会議録の表紙部分には、国保審査会の開催日時・場所、審査した事項、出席した委員及び議決事項が記載されていることを確認している。これを、対象公文書として特定し、既に公開している本件公文書と併せて異議申立人に公開することによって、異議申立人は、実際に国保審査会が開催されたかどうかを知ることができるといえる。

したがって、本件公開請求に係る対象公文書の特定については、会議録を対象公文書に含めなかった実施機関の判断は不当であるとまではいえないが、会議録を公開請求の対象に含めるのが適当であると認められる。

## 3 本件処分に係る非公開事由の該当性について

実施機関が、条例第6条第1号に該当するとして非公開とした本件処分に係る非公開事由の該当性については、以下のとおり判断する。

### (1) 条例第6条第1号の趣旨について

本号は、個人のプライバシーを最大限保護するため、プライバシーであるか否かが不明確なものを含め、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている公文書は、原則として公開しないことを定めたものである。そして、本号ただし書により、法令等の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、公務員の職務遂行に係る情報、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報等を公開しなければならないことを定めている。

### (2) 条例第6条第1号該当性について

本件公文書には、国保審査会に対し不服申立てを行った審査請求人の住所及び氏名が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、本号ただし書のいずれにも該当するものとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、個人情報の秘匿は他人に対してするものであって、本件公文書は異議申立人の自己情報であることから秘匿する必要はないと主張している。

しかしながら、情報公開制度上は、自己情報であっても個人情報として扱われ、その公開・非公開の判断に当たっては、その請求目的や請求者が誰であるか等の事情は考慮されるべきものではないことから、異議申立人の主張は採用できない。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成15年9月1日	・ 諮問を受けた。
平成15年9月12日	・ 実施機関（国民健康保険課）から公開決定等理由説明書を受領した。
平成15年9月12日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成15年9月19日	・ 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する質問書を受理した。
平成15年9月19日	・ 実施機関に公開決定等理由説明書に対する質問書を送付した。
平成15年9月26日 （第61回審査会）	・ 諮問事案の審議を行った。 ・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。
平成15年9月30日	・ 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する再質問書を受理した。
平成15年10月1日	・ 実施機関に公開決定等理由説明書に対する再質問書を送付した。
平成15年10月6日	・ 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する意見書を受理した。
平成15年10月7日	・ 実施機関に公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成15年10月9日 （第62回審査会）	・ 諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
会 長	上 寺 久 雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	近 藤 謙 次	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	羽 田 野 晴 雄	税 理 士	
	森 川 幸 江	弁 護 士	
	山 田 洋 一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

（五十音順）